

書式集

＜出願の事前手続関連＞

書式	手続	書類名	関連項目
書式第1	予納された見込額の残余の額の返還請求	予納された見込額からの残余の額の返還請求書	113.12
書式第2	予納された見込額の残余の額の返還請求	予納届取下書	113.12
書式第3	識別番号付与に係る住所若しくは居所又は氏名若しくは名称等の誤記の訂正	誤記訂正書	116.01
書式第4	識別番号付与に係る手続をした者がその住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の誤記を訂正した場合の包括委任状補正	包括委任状補正書	116.01
書式第5	外国人の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の原語表記の届出	原語表記届	116.02
書式第6	特許庁からの送達書類を主たる事務所又は本店等以外の部署で受領する旨の届出	送付先住所変更届	116.03
書式第7	送付先住所変更届により届け出た送付先の住所を抹消する旨の申出	送付先抹消届	116.03
書式第8	就業先において送達を受ける旨の申出	就業先届出書	116.03
書式第9	識別番号が重複して付与された場合の届出	識別番号重複届出書	116.04

書式集

< 出願手続関連 >

書式	手続	書類名	関連項目
書式 第10	書留郵便物受領書等の提出	出願日証明書提出書	124.01
<u>書式 第10 の2</u>	<u>外国語特許出願に係る翻訳文の提出</u>	<u>国際出願翻訳文提出書</u>	<u>124.01</u>
書式 第11	特許庁長官又は審判長若しくは審査官に対する上申	上申書	124.01
<u>書式 第12</u>	<u>意匠法第9条第5項に基づく協議の結果の届出 (意匠)</u>	<u>意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届</u>	124.01
書式 第13	協議の結果の届出 (商標)	協議の結果届	124.01
書式 第14	書換登録申請の取下げ	書換登録申請取下書	124.01
<u>書式 第15</u>	早期審査の申出	早期審査に関する事情説明書	124.01
書式 第16	早期審査に関する事情説明の補充	早期審査に関する事情説明補充書	124.01
<u>書式 第17</u>	実施関連出願についての早期審査の申出 (意匠)	早期審査に関する事情説明書	124.01
<u>書式 第18</u>	外国関連出願についての早期審査の申出 (意匠)	早期審査に関する事情説明書	124.01
<u>書式 第19</u>	早期審査の申出 (商標)	早期審査に関する事情説明書	124.01
(旧法が適用される手続関連)			
書式 第20	平成5年改正前特許法第44条第1項の規定による特許出願(昭和62年改正前の特許法が適用されるものに限る。)	願書	124.01
書式 第21	平成5年改正前特許法第46条第1項の規定による特許出願(昭和62年改正前の特許法が適用されるものに限る。)	願書	124.01

書式 第22	昭和60年改正前特許法第53条第4項の規定による特許出願(昭和62年改正前特許法第38条ただし書の規定による特許出願の場合に限る。)	願書	124.01
書式 第23	昭和62年改正前の特許法の適用を受ける出願に係る手続の補正	手続補正書	124.01
書式 第24	昭和62年12月31日以前にしたものとみなされるものに係る出願審査の請求	出願審査請求書	124.01
書式 第25	出願変更の届出(類似→独立)	出願変更届(類似意匠→独立意匠)	52.20 124.01
書式 第26	出願変更の届出(独立→類似)	出願変更届(独立意匠→類似意匠)	52.20 124.01

<各種届>

書式	手続	書類名	関連項目
書式 第27	ファイルに記録された事項の訂正及び訂正の申出	ファイル訂正申出書	153.03
書式 第28	包括委任状援用制限の届出(併合手続)	包括委任状援用制限届	122.01
書式 第29	電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出(併合手続)	手続補足書	122.01
書式 第30	特許法第67条の2第2項の資料に係る営業秘密に関する申出	特許法第67条の2第2項の資料に係る営業秘密に関する申出書	58.20
書式 第31	代理人の解任の届出	代理人解任届	124.01
書式 第32	復代理人の解任の届出	復代理人解任届	124.01
書式 第33	証明書の返還請求	証明書返還請求書	13.30

書式集

書式 第34	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求(出願書類をDASの対象とする場合)	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	特許庁HP:デジタルアクセスサービス(DAS)利用登録について
書式 第35	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求(優先権書類をDASの対象とする場合)	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	特許庁HP:デジタルアクセスサービス(DAS)利用登録について

<特許料等の納付関連>

書式	手続	書類名	関連項目
(納付関連)			
書式第36	設定登録後の特許料の併合納付	特許料納付書	122.02
書式第37	設定登録後の実用新案登録料の併合納付	実用新案登録料納付書	122.02
書式第38	設定登録後の意匠登録料の併合納付	意匠登録料納付書	122.02
書式第39	設定登録後の特許料の併合納付の申出	特許料納付書	122.02
書式第40	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の申出	実用新案登録料納付書	122.02
書式第41	設定登録後の意匠登録料の併合納付の申出	意匠登録料納付書	122.02
(補充関連)			
書式第42	設定登録の特許料の納付の補充	特許料納付書 (設定補充)	124.01
書式第43	設定登録の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書 (設定補充)	124.01
書式第44	設定登録の商標登録料の納付の補充	商標登録料納付書 (設定補充)	124.01
書式第45	商標登録料の分割納付後期分の納付の補充	商標登録料納付書 (分納補充)	124.01
書式第46	設定登録の防護標章更新登録料の納付の補充	防護標章更新登録料納付書 (設定補充)	124.01

書式 第 4 7	設定登録後の特許料の納付の 補充	特許料納付書 (補充)	1 2 4 . 0 1
書式 第 4 8	設定登録後の実用新案登録料 の納付の補充	実用新案登録料納 付書 (補充)	1 2 4 . 0 1
書式 第 4 9	設定登録後の意匠登録料の納 付の補充	意匠登録料納付書 (補充)	1 2 4 . 0 1
書式 第 5 0	商標権存続期間更新登録の申 請書の補充	商標権存続期間更 新登録申請書 (補充)	1 2 4 . 0 1
書式 第 5 1	設定登録後の特許料の併合納 付の補充	特許料納付書 (補充)	1 2 2 . 0 2
書式 第 5 2	設定登録後の実用新案登録料 の併合納付の補充	実用新案登録料納 付書 (補充)	1 2 2 . 0 2
書式 第 5 3	設定登録後の意匠登録料の併 合納付の補充	意匠登録料納付書 (補充)	1 2 2 . 0 2
書式 第 5 4	設定登録後の特許料の併合納 付の申出の補充	特許料納付書 (補 充)	1 2 2 . 0 2
書式 第 5 5	設定登録後の実用新案登録料 の併合納付の申出の補充	実用新案登録料納 付書 (補充)	1 2 2 . 0 2
書式 第 5 6	設定登録後の意匠登録料の併 合納付の申出の補充	意匠登録料納付書 (補充)	1 2 2 . 0 2
(返還の請求)			
書式 第 5 7	併合納付に係る既納特許 (登 録) 料の返還の請求	既納特許料返還請 求書 (年金併合)	0 7 . 1 5
書式 第 5 8	現金納付 (電子現金納付を含 む) に係る未使用の手数料又 は特許 (登録) 料の返還の請 求	既納手数料返還請 求書 (現金納付)	0 7 . 1 5
書式 第 5 9	現金納付 (電子現金納付を含 む) に係る未使用の手数料又 は特許 (登録) 料の返還の請 求 (多件まとめて請求する場 合)	既納手数料返還請 求書 (現金納付)	0 7 . 1 5
(旧法が適用される手続関連)			
書式 第 6 0	昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前 にした特許出願に係る設定登 録の特許料の納付	特許料納付書	1 2 4 . 0 1

書式集

書式 第61	昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る設定登録後の特許料の納付	特許料納付書	124.01
書式 第62	昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る設定登録の実用新案登録料の納付	実用新案登録料納付書	124.01
書式 第63	昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る設定登録後の実用新案登録料の納付	実用新案登録料納付書	124.01

< 審判手続関連 >

書式	手続	書類名	関連項目
書式 第64	審尋に対する回答	回答書	124.01
書式 第65	早期審理の申出	早期審理に関する事情説明書	124.01
書式 第66	早期審理に関する事情説明の補充	早期審理に関する事情説明補充書	124.01

< 証明・閲覧・交付請求関連 >

書式	手続	書類名	関連項目
書式 第67	証明の請求	証明請求書	124.01
書式 第68	優先権証明の請求	優先権証明請求書	124.01
書式 第69	微生物の試料の分譲の資格証明書の請求	証明願	124.01
書式 第70	本国登録証明の請求	本国登録証明請求書	124.01
書式 第71	登録事項記載書類の交付の請求	登録事項記載書類の交付請求書	124.01
書式 第72	認証付登録事項記載書類の交付の請求	認証付登録事項記載書類の交付請求書	124.01

書式 第73	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）の請求	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書	124.01
書式 第74	登録事項の閲覧の請求	登録事項の閲覧請求書	124.01
書式 第75	ファイル記録事項記載書類の交付の請求	ファイル記録事項記載書類の交付請求書	124.01
書式 第76	認証付ファイル記録事項記載書類の交付の請求	認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書	124.01
書式 第77	登録申請書の閲覧の請求（設定登録後）	登録申請書の閲覧請求書	124.01
<u>（旧法が適用される手続関連）</u>			
書式 第78	仮通常実施権に係る特許仮実施権原簿の謄本の交付請求（認証付き）	認証付特許仮実施権原簿謄本の交付請求書	58.21
書式 第79	仮通常実施権に係る特許仮実施権原簿の閲覧の請求	特許仮実施権原簿の閲覧請求書	58.21
書式 第80	仮通常実施権登録申請書等の閲覧の請求	仮通常実施権登録申請書等の閲覧請求書	58.21
書式 第81	開示事項証明書の交付請求 登録事項概要証明書の交付請求 登録事項証明書の交付請求	認証付特定通常実施権登録簿謄本の交付請求書	201.20
書式 第82	特定通常実施権登録簿の閲覧・謄写請求	特定通常実施権登録簿の閲覧請求書	201.20
書式 第83	登録申請書等の閲覧請求	登録申請書等の閲覧請求書	201.20

(改訂新規平成 24.4.23.11)

書式第 10 の 2

- 【書類名】 国際出願翻訳文提出書
- (【提出日】 平成 年 月 日)
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【出願の表示】
 - 【国際出願番号】
 - 【出願の区分】
- 【特許出願人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【提出物件の目録】

【物件名】	請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	明細書の翻訳文	1
【物件名】	図面の翻訳文	1
【物件名】	要約書の翻訳文	1

(印) 又は 識別ラベル

(印) 又は 識別ラベル

[備考]

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には「PCT/○○○○/○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、「【出願の区分】」には「特許」と記載する。ただし、特許出願の番号が通知されているときは、「【国際出願番号】」を「【出願番号】」とし、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。この場合において「【出願の区分】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第184条の4第4項の規定により翻訳文を提出するときは、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第184条の4第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。
- 3 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

書式第 1 2

【書類名】 ~~意匠法第9条第5項に基づく~~協議の結果届

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

印) 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

印) 又は 識別ラベル

【協議命令の日付】

【協議の相手】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【出願番号】

【協議の結果】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。

2 その他は、意匠法施行規則様式第1の備考9、15、様式第2の備考1から4まで、10、13、15、21から23まで及び33から37まで並びに様式第9の備考2と同様とする。

書式集

書式第 15

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

1 「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 事情」及びは、次の要領で記載する。

イ 実施関連出願の場合は、その旨を記載する。

(記載例)

実施関連である。

ロ 外国関連出願の場合は、日本国特許庁以外の特許庁又は政府関係機関に出願を行ったことを具体的に記載する。

(記載例)

欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号はA〇〇〇〇〇〇〇〇である。

ハ 出願人の全部又は一部が、中小企業又は個人である場合は、その根拠を具体的に記載する。なお「中小企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業」のことである。

(記載例)

出願人〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は〇〇〇人、資本金は〇億円であるから、中小企業基本法に定

~~める中小企業である。~~

~~ニ 出願人の全部又は一部が、大学、短期大学、公的研究機関又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である場合は、その旨を記載する。なお、「大学」「短期大学」とは、学校教育法に定める「大学」「短期大学」のことである。また、「公的研究機関」は、国立あるいは公立の試験研究機関とする。また、承認TLO又は認定TLOとは「大学等技術移転促進法第4条、第12条又は第13条のいずれかの規定に基づいた承認若しくは認定を受けた事業者」とする。~~

~~（記載例）~~

~~出願人〇〇〇〇は学校教育法に定められる大学である。~~

~~2 「【早期審査に関する事情説明】」の「2. 先行技術の開示及び対比説明」は、「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」（平成23-2-1年9月）に従って記載する。~~

3 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、23、24及び26、様式第4の備考4並びに様式第20の備考2及び3と同様とする。

書式集

書式第 17

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 実施状況説明

(1) 実施行為（実施準備行為）の特定

(2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期

(3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料又は物件

2. 緊急性を要する状況の説明

3. 先行意匠調査

4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

[備考]

1 実施関連出願であることを理由として早期審査の申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 実施状況説明」、「2. 緊急性を要する状況の説明」、「3. 先行意匠調査」及び「4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載」には、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」（平成20年5月改訂版）に従って実施行為の特定、意匠の実施時期及び意匠の実施関連行為との関係を次の要領で記載する。

~~イ 実施行為（実施準備行為）の特定には、出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）の日本国内での実施行為（実施準備行為）が当該意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）のうち、いずれに該当するものであるかを特定して記載す~~

- る。
- ~~ロ 実施行為（実施準備行為）の開始時期には、実施行為（実施準備行為）がいつからなされているかを記載する。例えば、実施行為が製造の場合、「平成〇年〇月から製造中」のように記載する。~~
- ~~ハ 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料には、例えば意匠の実施を示す製品カタログ、新聞、雑誌、図書等の資料（コピー可）又は製造品の物件（写真可）等を記載する。~~
- ~~2 緊急性を要する状況の説明には、以下のいずれの場合に該当するか明示する。~~
- ~~イ 第三者が許諾なくその出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合原則として（a）第三者、（b）第三者の実施行為（実施準備行為）、（c）第三者の実施行為（実施準備行為）の開始時期、（d）第三者の実施行為（実施準備行為）を示す客観性のある資料又は物件を明らかにする。~~
- ~~ロ その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合原則として（a）第三者、（b）第三者の警告行為、（c）第三者の警告の時期、（d）第三者の警告行為を示す客観性のある資料又は物件を明らかにする。~~
- ~~ハ その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合原則として（a）第三者、（b）第三者から求められている実施許諾の内容、（c）第三者から実施許諾を求められた時期、（d）第三者から実施許諾を求められていることを示す客観性のある資料又は物件を明らかにする。~~
- ~~3 先行意匠調査の欄には、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」（平成12年特許庁発行）に従って記載する。~~
- ~~4 自己の意匠登録出願中の意匠の記載には、以下の要領で記載する。~~
- ~~イ 記載の範囲は、その出願の意匠に係る物品の属する「意匠分類表」の小分類（意匠法施行規則別表第一の物品の区分の欄のレベル）の範囲において、その出願の出願日以前にした自己の他の意匠登録出願（最終処分確定していないもの）であって、早期審査の申出をする出願の関連意匠の登録要件（意匠法第10条）の判断に関連性があるもの全てとする。~~
- ~~ロ 「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように意匠登録出願の番号を記載することにより行う。~~
- 2 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3-5 早期審査に関する事情説明補充書は書式第16と同様とする。
- 4-6 その他は、意匠法施行規則様式第1の備考1から8まで、11から13まで及び15から20まで同様とする。

書式第 18

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示

(1) 外国特許庁名

(2) 出願日

(3) 出願番号

(4) 証拠の表示

2. 先行意匠調査

3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

(1) 出願番号

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

[備考]

1 外国関連出願であることを理由として早期審査の申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示」、「2. 先行意匠調査」、「3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載」には、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」（平成20年5月改訂版）に従って次の要領で記載する。

~~イ 外国特許庁名には、日本国特許庁へ出願した意匠と同一の意匠を出願した日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関名を記載する。~~

~~ロ 出願日には、日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願日を記載する。~~

~~ハ 出願番号には、日本国特許庁以外の特許庁等への出願の番号を記載する。~~

~~なお、「早期審査に関する事情説明書」の提出前に、その正式な出願番号を知ることができないときは、その記載を省略することができる。ただし、~~

- ~~その後、正式な出願番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した「早期審査に関する事情説明補充書」を提出しなければならない。~~
- ~~ニ 証拠の表示には、前記（１）～（３）に掲げる出願の事実を疎明する次の書類のいずれかの書類名を記載する。~~
- ~~a. 日本国特許庁以外の特許庁等が発行した公報~~
 - ~~b. 日本国特許庁以外の特許庁等が交付した出願の受領書又は出願番号通知~~
 - ~~c. 日本国特許庁以外の特許庁等の認証がある出願書類の謄本~~
 - ~~d. その他日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実を疎明する書面~~
- ~~ホ 証拠の表示に上記の書類を記載した場合には、原則、その第１頁及び意匠を表した図面頁を表示する。ただし、第１頁のみでは日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実が疎明できない場合には、その事実を疎明するために必要な頁を併せて提出する。~~
- ~~ハ パリ条約に基づく優先権等の主張をともなう日本国特許庁への意匠登録出願であって、既に優先権証明書を提出しているときは、「証拠の表示」の欄に、「優先権証明書（平成〇年〇月〇日提出済につき提出を省略する。）」のように優先権証明書を既に提出済である旨を記載して、日本国特許庁以外の特許庁への出願の事実を疎明する書面の提出並びに「外国特許庁名」、「出願日」及び「出願番号」の各欄の記載を省略することができる。~~
- 2 早期審査に関する事情説明補充書は書式第 16 と同様とする。
- 3 その他は、意匠法施行規則様式第 1 の備考 1 から 8 まで、11 から 13 まで及び 15 から 20 まで並びに書式第 17 の備考 ~~2,3~~ 及び ~~4~~ と同様とする。

書式集

書式第19

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 出願人等の使用状況説明

(1) 商標の使用者

(2) 商標の使用に係る商品名(役務名)

(3) 商標の使用時期

(4) 商標の使用場所

(5) 商標の使用の事実を示す書類

(6) 手続補正書の提出の有無

2. 緊急性を要する状況の説明

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

1 出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願に関するの申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 出願人等の使用状況説明」及び「2. 緊急性を要する状況の説明」は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」(平成21年1月改訂版)に従って以下の(1)及び(2)の要領で記載する。

~~-(1) 出願人等の使用状況説明には、次の各事項について説明する。~~

~~イ 商標の使用者には、出願人本人又は出願人からその商標について使用許諾を受けた者(ライセンシー)を記載する。ライセンシーの場合は、その者の住所(居所)、氏名(名称)を記載する。~~

~~ロ 商標の使用に係る商品名(役務名)には、商標を使用している又は使用の準備を相当程度進めている商品(役務)の名称を具体的に記載する。~~

~~ハ 商標の使用時期には、商標をいつから指定商品(指定役務)について使用しているのかを記載する。例えば、「平成〇年〇月から使用中」のよう~~

- に記載する。
- ニ ~~商標の使用場所には、商標の使用者の営業所、事務所その他その商標の使用がされた場所のいずれか一の所在地を具体的に記載する。~~
- ホ ~~商標の使用の事実を示す書類には、商標を指定商品（指定役務）について使用していること又は使用の準備を相当程度進めていることを示す客観的な書類を提出する。~~
- ~~商標の使用の事実を示す書類とは、例えば、商標が付された商品を撮影した写真、商標が付された商品が掲載されたパンフレット、カタログ又は広告、商標が付された「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」を撮影した写真、商標が掲載された役務に関するパンフレット、カタログ又は広告等である。~~
- ~~商標の使用の準備を相当程度進めていることを示す書類とは、例えば、商標が付された商品が掲載されたパンフレット、カタログ又は広告等の印刷についてその受発注を示す資料、商標が付された商品の販売に関するプレス発表や新聞記事等の資料、商標が付された役務の提供の用に供する物の受発注を示す資料、商標が掲載された役務に関するパンフレット、カタログ又は広告等についてその受発注を示す資料、商標が掲載された役務の提供に関するプレス発表や新聞記事等の資料である。~~
- ハ ~~手続補正書の提出の有無には、早期審査の申出の際に、その出願に係る指定商品(指定役務)に関する手続補正書の提出があるか否かを記載する。具体的には「〇月〇日に手続補正書を提出」「手続補正書の提出なし」のように記載する。~~
- （2）~~緊急性を要する状況の説明には、次の各事項との関係において緊急な権利化が求められている状況を詳細に説明する。~~
- イ ~~第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品（指定役務）又はこれらに類似する商品（役務）について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合は、第三者の住所（居所）、氏名（名称）、使用に係る商品（役務）、使用場所等を記載するとともに、その使用の事実を示す書類を提出する。~~
- ロ ~~出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合は、警告を発した者の住所（居所）、氏名（名称）、警告の根拠となる商標登録番号、商標、指定商品（指定役務）等を明らかにするとともに、警告書（写し）を提出する。なお、警告の根拠が不正競争防止法等の商標法以外の法律を根拠とする場合には、その法律を明らかにする。~~
- ハ ~~出願商標の使用について、第三者から使用許諾を求められている場合は、使用許諾を求めている者の住所（居所）、氏名（名称）、指定商品（指定役務）、期間等を明らかにするとともに、使用許諾を求めていることを示す書面（写し）等を提出する。~~
- ニ ~~出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関~~

~~へも出願している場合は、外国特許庁名又は政府関係機関名、出願日、出願番号（正式な出願番号を知ることができないときは省略できる。ただし、その後、正式な出願番号を知ったときは、遅滞なくその番号を記載した「早期審査に関する事情説明補充書」を提出しなければならない。）を明らかにするとともに、その出願の写しを提出する。日本国特許庁への出願を基礎としてマドリッド協定議定書に基づく国際商標出願を行っている場合には、当該出願の日を記載するとともに、その出願の写し（受領印のあるもの）を提出する。~~

- 2 出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願に関しての申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 出願人等の使用状況説明」は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」（平成21年1月改訂版）に従って上記1（1）の要領で記載する。この場合において「2. 緊急性を要する状況の説明」は要しない。
- 3 早期審査に関する事情説明書の記載例は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」（平成21年1月改訂版）を参照する。
- 4 早期審査に関する事情説明補充書は書式第16と同様とする。
- 5 その他は、商標法施行規則様式第2の備考1から4まで、13から15まで、20、23及び34から38まで、様式第10の備考1及び5並びに様式第20の備考2及び4と同様とする。

書式第36

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【特許料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【併合納付の明細】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から併合納付に充てる特許料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 3 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を納付するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として

添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 4 昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る特許料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記載する。
- 5 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び23から26まで、様式第26の備考9、様式第69の備考2及び3並びに様式第70の備考1と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

書式第 37

【書類名】 実用新案登録料納付書
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【併合識別】 併合
 【併合件数】
 【実用新案権者】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【登録料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【併合納付の明細】
 【実用新案登録番号】
 【請求項の数】
 【納付年分】 第 年分
 【納付金額】
 【実用新案登録番号】
 【請求項の数】
 【納付年分】 第 年分
 【納付金額】
 【実用新案登録番号】
 【請求項の数】
 【納付年分】 第 年分
 【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 3-2 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から併合納付に充てる登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 4-3 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又

は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

5-4 昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

6-5 その他は、実用新案法施行規則様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、32及び35並びに様式第14の備考1及び2と同様とする。
この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

書式第 38

- 【書類名】 意匠登録料納付書
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【併合識別】 併合
 【併合件数】
 【意匠権者】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【登録料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【併合納付の明細】
 【意匠登録番号】
 【納付年分】 第 年分
 【納付金額】
 【意匠登録番号】
 【納付年分】 第 年分
 【納付金額】
 【意匠登録番号】
 【納付年分】 第 年分
 【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から併合納付に充てる登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 3 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、

「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 4 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考1から4まで、6、7、11から13まで、20及び22並びに様式第19の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第18の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

書式第 3 9

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 2 「【特許料の表示】」の欄は、予納した見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から併合納付に充てる特許料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 3 特例法施行規則第 4 1 条の 9 に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「【特許料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前にした特許出願に係る特許料を納付するとき

は、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記録する。

- 5 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 様式第 9 の備考 1、2、5、6、8、11 及び 26、様式第 12 の備考 4、様式第 19 の備考 2 から 4 まで並びに様式第 20 の備考 1と同様とする。この場合において、様式第 19 の備考 3 中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

書式第 4 0

【書類名】 実用新案登録料納付書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 2 「【登録料の表示】」の欄は、予納した見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を「【納付金額】」には見込額から併合納付に充てる登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 3 特例法施行規則第 4 1 条の 9 に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付

するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

- 5 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1 ~~様式第21の備考~~と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

書式第 4 1

【書類名】 意匠登録料納付書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 「【登録料の表示】」の欄は、予納した見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から併合納付に充てる登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 3 特例法施行規則第 4 1 条の 9 に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 様式第 9 の備考 1、2、5、6、8、11 及び 26、様式第 12 の備考 4、様式第 12 の備考 4、様式第 19 の備考 2 から 4 まで並びに様式第 20 の備考 1 様式第 23 の備考と同様とする。この場合において、様式第 19 の備考 3 中「【特

許出願人】とあるのは「【意匠権者】と、備考4中「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

書式第 6 7

- 【書類名】 証明請求書
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【証明に係る事項】
 (【利害関係を有する事由】)
 【交付方法】
 【請求部数】
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 (【提出物件の目録】)

印 又は 識別ラベル

(円)

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」のように記載し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記載する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。
 - ロ 特許願の「出願日」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の

証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」のように証明に必要なものを記載する。

- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、証明を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する仮通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許出願人」「特許出願の差押債権者」「特許出願人〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 証明を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12~~13~~まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式第 6 8

- 【書類名】 優先権証明請求書
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【出願国名】
 【交付方法】
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)

印 又は 識別ラベル

(円)

〔備考〕

- 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 「【出願国名】」の欄は、優先権を主張する国名を記載する。また、2国以上の優先権を主張する国名を記載する場合は、行を改めて記載する。なお、この場合において、同一国に2通以上提出する場合も同様とする。
- 既に提出されている書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の欄を設けて、「手続補正書」、「出願人名義変更届」のように記載する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」、「平成何年何月何日提出の出願人名義変更届」のように記載する。
- 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12まで及び19、22、23、25、26と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、

書式集

その上にその額を括弧をして記載する。

書式第 7 0

【書類名】 本国登録証明請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

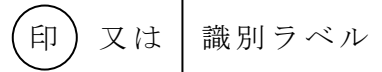
【商標登録番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】



【出願国名】

(【証明に係る他の事項】)

(【商標登録の範囲の確認に関する事項】)

(【商品及び役務の区分】)

(【商品名又は役務名】)

【交付方法】

~~【請求部数】~~

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(円)

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【商標登録番号】」には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名)を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務(包含)の証明が必要な場合は「【出願国名】」の次に、「【証明に係る他の事項】」の欄を設けて次の要領で記載する。
 - イ 「【証明に係る他の事項】」の欄には、商標登録の範囲の確認に関する事項に記録した商品名又は役務名が本件指定商品又は指定役務に含まれることを証明してください。」のように記載し、次に、「【商標登録の範囲の確認に関する事項】」の欄を設け、次に「【商品及び役務の区分】」、「【商品名及び又は役務名】」の欄を設け、当該商品及び役務の区分及び商品又は役務を記載する。

ロ 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明が2以上のときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

4 出願国名が2以上あるときは「【出願国】」を繰り返し設けて記載する。

5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

~~6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~6-7~~ その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から~~12~~~~13~~まで及び19、22、23、25、26と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。

書式第 7 1

【書類名】 登録事項記載書類の交付請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

印) 又は 識別ラベル

(【利害関係を有する事由】)

【交付方法】

【請求部数】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(【提出物件の目録】)

(円)

〔備考〕

- 1 国際登録にあつては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記載する。
- 2 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の2」のように示す記号を記載する。国際登録にあつては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事

項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12~~13~~まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式第 7 2

- 【書類名】 認証付登録事項記載書類の交付請求書
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【特許番号】
 【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】 (印) 又は 識別ラベル
 (【利害関係を有する事由】)
 【交付方法】
 【請求部数】
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 (【提出物件の目録】)

 (円)

〔備考〕

- 国際登録にあつては、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記載する。
- 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の 2」のように示す記号を記載する。国際登録にあつては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次に欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める事項が「平成 2 3 年改正前特許法第 1 8 6 条第 3 項ただし書に規定する通常実施権に係る事

項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12~~13~~まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式第 7 3

- 【書類名】 ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書
 （【提出日】 平成 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【利害関係を有する事由】）
 （【手数料の表示】）
 （【予納台帳番号】）
 （【納付金額】）
 （【提出物件の目録】）

印 又は 識別ラベル

（ 円）

〔備考〕

- 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。
- 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12~~4~~~~3~~まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式集

書式第 7 4

- 【書類名】 登録事項の閲覧請求書
(【提出日】 平成 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【利害関係を有する事由】)
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

印) 又は 識別ラベル

(円)

[備考]

- 1 国際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記載する。
- 2 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の2」のように示す記号を記載する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

- 5 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 6 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12~~4~~まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式集

書式第 7 5

- 【書類名】 ファイル記録事項記載書類の交付請求書
(【提出日】 平成 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】 (印) 又は 識別ラベル
【交付に係る書類名】
(【利害関係を有する事由】)
【交付方法】
【請求部数】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記載する。
ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める書類が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る書類」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を記載する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12~~4~~3まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式第 7 6

- 【書類名】 認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書
(【提出日】 平成 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】 (印) 又は 識別ラベル
【交付に係る書類名】
(【利害関係を有する事由】)
【交付方法】
【請求部数】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の次にの欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記載する。
ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める書類が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る書類」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 ~~特許法第50条（平成5年改正前実用新案法第13条において準用する場合を含む。）の規定により特許庁審査官から拒絶の理由の通知（意匠登録出願及び商標登録出願に限る。）~~を受けた場合であって、当該通知において指定された期間内に請求するときは、「【交付に係る書類名】」の欄の次に「【拒絶理由通知を受けた事件の表示】」の欄及び「【出願番号】」の欄を設けて、拒絶の理由の通知を受けた当該事件の番号を「~~意特~~願○○○○－○○○○○」のように記載する。この場合において、「【交付方法】」の欄には「郵送」と記載する。
- 8 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 9 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から~~12~~13まで及び19、22、23、25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考27にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式集

書式第 7 7

【書類名】 登録申請書の閲覧請求書

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【閲覧を請求する申請書】

【特許番号】

【受付日】

【受付番号】 No.

【登録年月】

【申請書類名】 登録申請書

【請求人】

【住所（居所）】

【氏名（名称）】



【電話番号】

（【利害関係を有する事由】）

【手数料の額】

（【提出物件の目録】）

（ 円）

〔備考〕

- 1 「閲覧を請求する申請書」の欄の【特許番号】には、当該申請書に係る特許番号を「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように、実用新案登録にあっては【特許番号】を「実用新案登録番号」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。【受付日】には、当該申請書に係る受付日を「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように、【受付番号】には、当該申請書に係る受付番号を「No. 〇〇〇〇」のように、【申請書類名】には、当該申請書に係る書類名を「専用通常実施権設定登録申請書」「専用通常実施権移転登録申請書」のように記載する。
- 2 【利害関係を有する事由】欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、利害関係を有する事由を「特許権者」「専用実施権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 3 【手数料の額】には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。
- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係人であるときは、「【提出物件の目録】」欄に「【利害関係人であることを証明する書面】」と記載し、当該書面を添付する。
- 5 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から13まで及び25、26、27と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額

を括弧をして記載する。また、備考 27 にかかわらず、平成 23 年改正前特許法第 186 条第 3 項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第 10 条第 2 項は適用されない。

書式第 7 8

認証付特許仮実施権原簿謄本の交付請求書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許出願番号

2 請求人

識別番号

住所 (居所)

氏名 (名称)

電話番号

印

(3 利害関係を有する事由)

4 証明書の数 通

5 交付の方法 手交 郵送

6 手数料の額

7 添付書類の目録

(1) (利害関係人であることを証明する書面 1通)

(2) ()

(円)

[備考]

- 1 「特許出願番号」には、「平成〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように記載する。
- 2 一請求書で複数の特許仮実施権原簿の交付請求をしようとするときは、特許出願番号の欄に、請求しようとする特許出願番号を全て記載する。
- 3 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定による証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 4 「証明書の数」には、証明書の交付を請求する数を記載する。
- 5 「交付の方法」には、当該証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載し、「手交」の場合には併せて、担当者名及び連絡先も記載する。
- 6 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。
- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 特許法施行規則第10条第1項の規定により証明書の提出を省略するとき

は、「添付書類の目録」に援用に係る証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」を設けて当該証明書が提出される手続に係る表示（特許出願番号、書類名及びその提出日）を記載する。

- 9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 10 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から13まで及び23、25、26と同様とする。

書式第 7 9

特許仮実施権原簿の閲覧請求書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許出願番号

2 請求人

識別番号

住所 (居所)

氏名 (名称)

電話番号



(3 利害関係を有する事由)

4 手数料の額

5 添付書類の目録

(1) (利害関係人であることを証明する書面 1通)

(2) ()

(円)

[備考]

- 1 「特許出願番号」には、「平成〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。
- 2 一請求書で複数の特許仮実施権原簿の閲覧の請求をしようとするときは、特許出願番号の欄に、請求しようとする特許出願番号を全て記載する。
- 3 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定による証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 4 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。
- 5 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 6 特許法施行規則第10条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」に援用に係る証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」を設けて当該証明書が提出される手続に係る表示(特許出願番号、書類名及びその提出日)を記載する。
- 7 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から13まで及び23、25、26と同様とする。

書式第 80

仮通常実施権登録申請書等の閲覧請求書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 閲覧を請求する申請書

(1) 特許出願番号

(2) 受付日

(3) 受付番号 No.

(4) 申請書類名 登録申請書

2 請求人

識別番号

住所 (居所)

氏名 (名称)

電話番号

印

(3 利害関係を有する事由)

4 手数料の額

5 添付書類の目録

(1) (利害関係人であることを証明する書面 1通)

(2) ()

(円)

〔備考〕

- 1 「閲覧を請求する申請書」の「特許出願番号」には、当該申請書に係る特許出願番号を「平成〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号」のように、「受付日」には、当該申請書に係る受付日を「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように、「受付番号」には、当該申請書に係る受付番号を「No. 〇〇〇〇」のように、「申請書類名」には、当該申請書に係る書類名を「仮通常実施権設定登録申請書」「仮通常実施権移転登録申請書」のように記載する。
- 2 「利害関係を有する事由」は、閲覧を請求する書類が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定に係る書類」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 3 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。
- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書きに規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

書式集

- 5 特許法施行規則第10条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」に援用に係る証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」を設けて当該証明書が提出される手続に係る表示（特許出願番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 6 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 7 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から13まで及び23、25、26と同様とする。

書式第 8 1

認証付特定通常実施権登録簿謄本の交付請求書

(平成 年 月 日)

- 特許庁長官 殿
- 1 登録番号 第 号
- 2 特定通常実施権許諾者
住所
商号又は名称(氏名)
- 3 交付請求に係る証明書名
(4 利害関係を有する事由)
- 5 証明書の数 通
- 6 請求人
住所
氏名(商号又は名称) (印)
- 7 代理人
住所
氏名(商号又は名称) (印)
- 8 交付の方法
- 9 手数料の額
- 10 添付書類の目録
(1) (利害関係人であることを証明する書面 1通)
(2) ()

(円)

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番（横 21 cm、縦 29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上に、おのおの 2 cm をとるものとする。用紙の下は、特許印紙貼付欄の下に少なくとも 5 cm をとるものとする。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 5 「登録番号」には、「第〇〇-〇〇〇号」のように記載する。
- 6 「特定通常実施権許諾者」には、当該特定通常実施権登録簿に登録されている特定通常実施権許諾者の「住所」及び「商号又は名称(氏名)」を記載する。
- 7 「交付請求に係る証明書名」には、交付を求める証明書を「開示事項証明

- 書」「登録事項概要証明書」「登録事項証明書」のように記載する。
- 8 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「登録事項概要証明書」「登録事項証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「特許権の承継人」「特許権の差押債権者」「特定通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
 - 9 「証明書の数」には、証明書の交付を請求する数を記載する。
 - 10 「請求人」又は「代理人」の欄には、請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
 - 11 「住所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
 - 12 「氏名（商号又は名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
 - 13 「氏名（商号又は名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載しその横に印を押す。法人にあつては、名称を記載しその次に「代表者」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者印を押す。
 - 14 代理人が弁理士のときは、「住所」の次に「弁理士」と記載し、弁護士の場合は、「弁護士」と記載する。
 - 15 代理人によるときは、本人の印（本人が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印）は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。
 - 16 「交付の方法」には、当該証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載し、「手交」の場合には併せて、担当者名及び連絡先も記載する。
 - 17 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。
 - 18 平成23年廃止前 特定通常実施権登録令第16条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る登録番号、書類名及びその提出日を記載する。